

学校職域共同購入利用規則

(目的・適用)

第1条 本規則はコープながの(以下、当生協)での、学校職域の共同購入事業の利用とその代金・手数料等(消費税を含む)の支払いについてのルールを定めたものです。

*共同購入事業とは、当生協が自主的に企画し、対象となる学校職域組合員へ供給する事業を指します。

学校職域組合員(以下、組合員という)とは、定款で定めた所定の加入手続きを終えた者のうち次の者をいいます。

- (1) 公立の小中学校・義務教育学校・特別支援学校等に勤務する者
- (2) 教職員団体に勤務する者
- (3) 学校職域組合員であった者が退職した後、引き続き生協の学校職域組合員となることを希望した者
- (4) 学校職域協議会が認めたその他の団体に勤務する者

(サービス内容)

第2条 当生協は、組合員に対して、基本的に月2回、商品チラシ及びカタログ並びに注文書(以下、「商品チラシ等」といいます)を配布し、事前に注文いただいた商品(特別注文品の場合は注文書)及びチケット等の証票類(以下、「商品等」といいます)を配達します。ただし、利用者の希望により商品チラシ等を配布しない場合があります。

2 組合員は、前項に定めるサービスのほか、次の事項のために共同購入事業の仕組みを利用することができます。

- ① 各種サービス事業に関する紹介依頼(当生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします)
- ② 指定協力店事業に関する紹介依頼(当生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします)

3 組合員は、別途の登録によりWEB注文システム(学協くん)を利用することができます。

4 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により共同購入事業のサービスの全部または一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、サービスの提供の停止について、逸失利益および間接的な拡大損害については、当生協は責任を負わないものとします。

5 前項にかかわらず、利用者の損害を発生させた事由が生協の故意または重過失による場合は、相当な範囲で因果関係がある損害を賠償する責任を負います。

(利用登録)

第3条 組合員は、当生協の定めにしたがって、利用登録を行うことで、前条に定める共同購入事業のサービスを利用することができます。その際、原則として商品等の代金は、組合員の給与控除とし、給与控除ができない組合員については銀行等金融機関の口座の登録が必要です。

2 前項にかかわらず、次の場合には利用をお断りすることがあります。

- ① 組合員本人又はご家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがある場合など、代金のお支払いに不安がある場合
- ② この規則等に定める生協の共同購入事業のサービスの利用条件に合わず、円滑なサービス利用が困難と想定される場合
- ③ 過剰な要求など当生協とのトラブルが多い場合、その他共同購入事業のサービスの円滑な提供に支障が想定される場合

3 組合員は所定のWEBページにメールアドレス、パスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システム(学協くん)を利用することができます。WEB注文システム(学協くん)の利用に関わるルールは、この規則のほか別途に定めるところにより

ます。

- 4 銀行等金融機関の口座の登録が必要な組合員につき、所定の期限内に口座登録が完了しなかった場合の扱いについては、この規則にかかわらず、別途定めるところによります。
- 5 利用者の利用登録にあたっては、口座名義人の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、利用登録を行った者が責任をもって対応します。
- 6 組合員は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等の事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく当生協に届け出るものとします。

(商品の注文)

第4条 商品の注文は、次に定める中から組合員が選択した方法によって行うものとします。各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は当生協が別に定めます。

- ① 郵送による注文書の提出
 - ② 電話による注文
 - ③ FAXによる注文
 - ④ WEB注文システムを利用したインターネット注文（学協くんのみ）
- 2 商品の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点をもって注文とみなし、商品の手配、お届けの準備を行います。なお、事情により、商品を注文通りお届けできない場合には、本規則の第9条にもとづき返金等の対応を行います。また、商品の規格変更や代替え商品でのお届けをする場合もありますが、その場合には、組合員は返金することができます。
- ① 郵送による注文書の場合は、当生協が注文書を受領した時
 - ② 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。
 - ③ FAXによる注文の場合は、注文書を当生協が受信した時。
 - ④ WEB注文システム（学協くん）を利用したインターネット注文の場合は、注文データを当生協が受信した時。
- 3 次の場合は組合員本人による注文があったとみなします。
- ① 組合員の氏名が印字された注文書が郵送により提出された場合。
 - ② 当生協が定めた方法により組合員本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合。
 - ③ 組合員の氏名を記載した注文書面をFAXで受信した場合
 - ④ 組合員に交付したID・パスワードによる認証を経たインターネット注文データを、当生協が受信した場合。
- 4 組合員は、注文の締切日までに、注文のキャンセルの意思表示をした場合はキャンセルできます。

(利用制限)

第5条 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。

- 2 20歳未満の組合員による酒類の購入はできません。
- 3 次の場合には、当生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。
 - ① 1か月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。
 - ② 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。
- 4 共同購入事業の利用金額は原則として1か月あたり20万円を限度とし、限度額の引き上げを希望する場合は別途当生協と相談するものとします。

(利用停止・登録解除)

第6条 利用停止とは、共同購入事業の商品チラシ等の配布、注文の受付、商品のお届けを停止することを意味します。

- 2 共同購入事業の利用停止を希望する組合員は当生協に連絡するものとし、当生協はお申し出に従って利用停止を行います。
- 3 次の場合には、組合員からのお申し出がなくても当生協側から利用停止を行う場合があります。これに加えて、当生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契

約を解除する場合があります。

- ① 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品等の購入を行っていたことが判明した場合。
 - ② 正当な理由なく繰り返して大量に返品を行った場合。
 - ③ 未成年や高齢者である組合員から、商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、ご家族や行政担当者によるお申し出があった場合。
 - ④ 利用者と口座名義人が異なる場合に口座名義人から引落とし停止の申し出があり、利用者に連絡しても連絡がつかない場合や登録口座やお支払方法を変更いただけなかった場合
 - ⑤ 商品等の代金等が「学校職域組合員の事業利用と利用代金支払いに関する既定」の第9条に該当する場合
 - ⑥ 組合員本人又はご家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがある場合など、代金等のお支払いに不安があると当生協が判断した場合
 - ⑦ この規則に定める生協の共同購入事業のサービスの利用条件に合わず、円滑な共同購入事業のサービス利用が困難と想定されると当生協が判断した場合
 - ⑧ 過剰な要求など当生協とのトラブルが多い場合、その他共同購入事業のサービスの円滑な提供に支障が想定されると当生協が判断した場合
- 4 前項のほか、1か月の利用金額が第5条第4項で規定する利用限度額に達した場合も、商品チラシ等の配布や商品の注文を停止する場合があります。この場合は、次の月に入ったときにサービスを再開します。
- 5 組合員に関して、次に掲げる事態が生じた場合、当生協は直ちに利用停止を行います。この場合、当生協はすでに受けた注文に関して売買契約を解除することができ、併せて、当該組合員の当生協に対する債務に関し、当然に期限の利益を喪失したものとして直ちに全ての債務の履行を請求できるものとします。
- ① 所管行政庁より事業の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - ② 所管行政庁が員外利用させる施設として不適当と認めた場合。
 - ③ 商品等の代金等の未払いにより第15条に該当した場合。
 - ④ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合。
 - ⑤ 信用力・資力の著しい低下があったとき、又はこれに著しい影響を及ぼす事業上の重要な変更があった場合。
 - ⑥ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立てをうけ、又は公租公課の滞納処分をうけた場合。
 - ⑦ 破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て等の事実が生じた場合。
 - ⑧ 事業の廃止、休止または解散の決議をした場合。
 - ⑨ 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じた場合。
 - ⑩ 当生協に対する詐術その他の背信行為があった場合。

(商品等のお届け)

第7条 商品等の配達場所は、①組合員の所属にお届けする「所属配達」、②組合員の自宅にお届けする「自宅配達」、③組合員が指定する「指定先配達」があります。

2 当生協は、配達場所に応じて、別に定める送料を申し受けます。

3 所属配達の場合は、各所属先が商品等を受領した時に、引渡し完了し、所有権が移転するものとします。

4 自宅配達の場合は各組合員が商品等を受領した時、指定先配達の場合は各指定先が商品等を受領した時に、引渡し完了し所有権が移転するものとします

5 なお、商品の過不足等お届けした商品に不具合がある場合には、当生協に連絡をいただいた上で対応させていただきます。

(お届け明細書および請求明細)

第8条 当生協は、商品等のお届けと併せてお届け明細書をお届けします。

2 請求明細については月1回、月ごとの請求額をまとめて発行し、毎月末頃に発行します。

(商品等のお届けができない場合)

第9条 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品のお届けができない場合があります。

2 前項の場合、当生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、当生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則としてお届け明細書、電話、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は、原則として代金からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により行います。

3 前項の対応のうち、代替品の提供について事前にご同意いただけない場合、組合員は当生協による代替品の提供から3週間以内に代替品を返品することができます。この場合、注文した商品は提供できなかったものとして、原則として代金からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金等を行います。

4 前三項による対応について、当生協は原則として前三項に定める返金等の他に逸失利益および間接的な拡大損害については責任を負わないものとします。

5 前項にかかわらず、利用者の損害を発生させた事由が生協の故意または重過失によるときは、相当な範囲で因果関係がある損害を賠償する責任を負います。

(お届けした商品等に問題がある場合)

第10条 お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品チラシ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は、原則として代金からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金等を行います。

2 前項以外の場合でも、正月食品など特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、組合員は売買契約を解消し、当生協からの連絡に沿って返品を行うことによって、原則として代金からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金等を受けることができます。

3 前二項による対応について、当生協は、商品等により組合員に直接発生した損害がある場合を除き、前二項に定める返金等の他に逸失利益および間接的な拡大損害については責任を負わないものとします。

4 前項にかかわらず、利用者の損害を発生させた事由が生協の故意または重過失によるときは相当な範囲で因果関係がある損害を賠償する責任を負います。

(組合員のご都合による返品)

第11条 前条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができません。

- ① 食品
- ② 書籍、CD、DVD等の著作物
- ③ カレンダー
- ④ 植物、植物の種
- ⑤ ペットフード
- ⑥ 医薬品、化粧品、衛生用品
- ⑦ チケット類
- ⑧ 複数の物品を一括して供給するセット商品の一部（セット商品全体を返品する場合は含みません）

- ⑨ 組合員の指定により製作・加工・名入れした商品等
 - ⑩ 組合員がサイズを指定し加工した商品等
- 2 前条に定める場合のほか、組合員は、前項以外の商品について、未開封で利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から3週間以内に当生協に連絡することにより、返品することができます。
 - 3 前二項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると当生協が認めたときには、返品を受け付ける場合があります。
 - 4 前三項により返品を受け付けた場合、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金等を行います。

(請求金額に対する疑義等)

第12条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、その他期限までに支払いができない場合には、組合員はあらかじめ当生協に連絡し、支払方法等を含む以後の対応について協議するものとします。

(利用代金・送料等の支払方法)

第13条 当生協が別途に定める「学校職域組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規程」によるものとする。

(債務者の出資金に関する特則)

第14条 債務者が組合員である場合、当生協は債務者に対して出資口数の減少を要請することができます。

(協議解決)

第15条 本規則及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と当生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第16条 組合員と当生協との間で裁判上の争いになったときは、当生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規則の変更)

第17条 当生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他共同購入事業の円滑な実施のため必要がある場合に、本規則を変更することができます。

- 2 前項の場合、当生協は、相当期間を経た効力発生日を定めた上で、本規則を変更する旨、変更後の本規則の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - ① 組合員への配付（機関紙等）
 - ② ホームページへの記載
 - ③ 事務所での掲示
 - ④ その他の当生協が定める適切な方法

(改廃)

第18条 本規則の改廃は、コープながの理事会にて行います。

附 則

(施行期日)

この規則は、2019年12月13日制定、2020年3月21日から施行します。

*2021年3月12日一部改定、2021年3月21日施行

*2023年5月12日一部改定、2023年6月1日施行